

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和4年度)

作成日 2022/10/31

最終更新日 2022/10/31

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和4年10月1日
国立大学法人名		国立大学法人 鹿屋体育大学
法人の長の氏名		金久 博昭
問い合わせ先		総務課 TEL : 0994-46-4811 E-mail : soumu-h@nifs-k.ac.jp
URL		https://www.nifs-k.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【確認】</p> <p>令和4年度第2回経営協議会（R4.6.8開催）において、国立大学法人ガバナンス・コードの改訂内容とスケジュールを確認しました。</p> <p>経営協議会委員へ全項目の適合状況及び報告書（原案）の記載内容、対応状況等について、書面による意見照会を行い、委員から特段の意見はありませんでした。</p> <p>令和4年度第5回経営協議会（R4.10.28開催）において、報告書（案）について、内容確認、意見交換を行いました。</p>
監事による確認		<p>【確認】</p> <p>監事は、国立大学法人ガバナンス・コードの各原則の適合状況について、点検結果内容と関係資料等の確認や必要に応じて説明を受けるとともに、書面等による照会などを行い、報告書の修正内容や全ての原則を実施していることを確認しました。</p> <p>令和4年度からの第4期中期目標・中期計画の着実な推進のために、計画に係る取組の自己点検・評価の充実とともに、検証結果等の積極的な公表による本学に対する理解の促進に努めていただきたい。</p> <p>【ご意見・対応状況等】</p> <p><補充原則1-3⑤></p> <p>○意見 「資産の有効活用」に対する本学の取組等について、記載を検討してください。</p> <p>○対応状況 資産の有効活用に係る本学の取組について、ネーミングライツ・パートナーの募集等、具体的な取組について記載することとします。</p> <p><補充原則3-3-1①></p> <p>○意見 公表資料が検索しにくいものがあることから、大学の公式ウェブサイトの公表(掲載)場所の見直しについて検討してください。</p> <p>○対応状況 学長選考・監察会議のページですべて確認できるなど、わかりやすい資料の公表について見直しを行います。</p>
その他の方法による確認		その他の方法による確認は行っていません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しております。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		実施していない原則はありません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>本学は、学則第2条に定める「スポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する理論と実践を教授研究し、もって豊かな教養と高い学識及び優れた技能を合わせ備えた実践的、創造的な指導者を養成するとともにスポーツ・武道及び体育・健康づくりに関する理論や実践の深奥をきわめ、その進展に寄与する」という目的を実現するために、令和4年10月に、30年後を見据えた長期的なビジョン・目標を掲げる新たな大学ビジョン「NIFS NEXT30」を策定しました。本ビジョンでは、「教育・学生支援」「研究」「国際化」「社会連携・社会貢献」に関する各目標を掲げ、そのビジョンを実現するための道筋として、大学の基本的目標（令和4年度から令和9年度までの6年間の目標・計画）である第4期中期目標・中期計画を策定しています。なお、大学ビジョン、中期目標・中期計画については、公式ウェブサイトで公表しています。</p> <p>●鹿屋体育大学のミッション https://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/achieves/post-8/ ●鹿屋体育大学のビジョン https://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/achieves/next30/ ●中期目標・中期計画（令和4年度から令和9年度までの6年間の目標・計画） https://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/achieves/aim/aim-4th/</p>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>本学の中期目標を達成するため、本学独自の「しんちよく管理システム」を整備し、中期計画に係る実行計画の進捗状況を毎年度エビデンスベースで検証しています。また、本学の教育研究活動等を8領域（①教育課程、②学生支援、③学生受入、④研究活動、⑤管理運営、⑥施設設備、⑦社会連携・社会貢献、⑧中期目標・中期計画）に区分して、全領域の自己点検・評価を毎年度実施し、改善状況等を「自己点検・評価報告書」として公式ウェブサイトで公表しています。</p> <p>●教育研究活動等の自己点検・評価書 https://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/achieves/eval/eval-03/ ●内部質保証及び自己点検・評価に関する規則 https://www.nifs-k.ac.jp/wp-content/uploads/2022/10/3-c-7.pdf</p>
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>本学は、「国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成16年4月1日規則第1号）」において役職員、審議機関及び事務組織等を定めており、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として「経営協議会」、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として「教育研究評議会」を置いています。</p> <p>また、学長を補佐し法人の業務を掌理する理事の職務分担について、「国立大学法人鹿屋体育大学理事の職務分担について（平成16年8月5日学長裁定）」において、教務・学生・研究・国際交流担当、組織・運営担当、社会連携担当と3名の各理事の職務を定め、経営及び教学運営を分担しています。</p> <p>更に、各機関については「国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会規則（平成16年4月1日規則第4号）」及び「国立大学法人鹿屋体育大学教育研究評議会規則（平成16年4月1日規則第5号）」において具体的な審議事項を定めており、各機関の権限と責任を明確にしています。</p> <p>なお、これらの規則及び議事録等は公式ウェブサイトで公表しています。</p> <p>●理事の職務分担 https://www.nifs-k.ac.jp/images/files/outline/intramural/2-f-5.pdf ●経営協議会 https://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/achieves/conference/management/ ●教育研究評議会 https://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/achieves/conference/education/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		<p>従前の人事マネジメント方針を見直し、組織の活性化に資する望ましい人的基盤のあり方、構成員の能力を最大限に発揮させる公正かつ適切な人事制度の確立、ダイバーシティの確保等を含めた、総合的な「国立大学法人鹿屋体育大学人事マネジメント方針」を令和4年1月26日新たに策定し、公式ウェブサイトで公表しています。</p> <p>●国立大学法人鹿屋体育大学人事マネジメント方針 https://www.nifs-k.ac.jp/images/files/outline/intramural/4-b-2.pdf</p>
補充原則 1 - 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		<p>第4期中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画等を記載した中期的な財務計画を策定し公式ウェブサイトに公表しています。第4期中期目標期間における各年度の予算については、中期的な財務計画に基づいた予算編成方針を毎年度策定し、計画的にな予算を配分しています。</p> <p>●中期計画（別紙） https://www.nifs-k.ac.jp/images/uppdf/keiei/tyuukimokuhyou/dai4ki-keikaku.pdf</p>
補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び 補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)		<p>多様なステークホルダーに対する説明責任を果たすため、教育研究の費用及び成果等を記載した財務諸表や事業報告書を作成し、公式ウェブサイトで公表しています。このほか、財務状況の詳細や事業活動の費用等を詳しく解説した財務レポートを作成し、公式ウェブサイトで公表しているほか、同窓会で配付・説明しています。</p> <p>●財務諸表、事業報告書、財務レポート https://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/achieves/exch/</p>
補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針		<p>役員、学長補佐等の選考規則等に基づきながら、実質としては多角的な観点から役員や学長補佐等を任命し、学長の法人経営を補佐するポストとして配置しています。</p> <p>なお、法人経営を担う人材を戦略的かつ計画的に育成するため、「国立大学法人鹿屋体育大学における法人経営人材の育成方針」を令和4年1月26日新たに策定し、公式ウェブサイトで公表しています。</p> <p>●国立大学法人鹿屋体育大学における法人経営人材の育成方針 https://www.nifs-k.ac.jp/images/files/outline/intramural/4-b-3.pdf</p>
原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		<p>本学には、学長を補佐し法人業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときにはその職務を担う理事3人を置き、学長が任命しています（通則第7条、10条）。</p> <p>また、特に学長が指定した職務を助けるため、学長補佐を置き、選考規則に基づき学長が任命しています。なお、理事、副学長、学長補佐については、「国立大学法人鹿屋体育大学理事の職務分担について（平成16年8月5日学長裁定）」「鹿屋体育大学副学長、学長補佐及び事務局長の職務分担について（平成16年8月5日学長裁定）」においてそれぞれの職務分担を示し、学長の意思決定や業務執行をサポートしています。その権限や役割については規則に定め公式ウェブサイトで公表しています。</p> <p>●理事の職務分担 https://www.nifs-k.ac.jp/images/files/outline/intramural/2-f-5.pdf ●副学長、学長補佐、局長の職務分担 https://www.nifs-k.ac.jp/images/files/outline/intramural/2-f-6.pdf</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録		<p>本学の役員会は、「国立大学法人鹿屋体育大学役員会規則（平成16年4月1日規則第3号）」第4条に基づき月1回開催し、その他必要に応じ開催することとしています。また、同規則では、次の事項を議決事項として十分な検討・討議を行っています。</p> <p>(1) 中期目標についての意見に関する事項 (2) 中期計画その他法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (4) 大学、学部、課程その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (5) 内部統制に関する事項 (6) その他役員会が定める重要事項</p> <p>令和3年度においては、定例6回（8月を除く）、臨時10回の計16回開催し、その議決結果（議事要旨）は、公式ウェブサイトで公表しています。</p> <p>●役員会関係 https://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/achieves/conference/board/</p>
原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		<p>本学の理事（非常勤）には、社会との連携及び運営に精通した者として、学外から人材を登用の上、その経験と知見を法人経営に活用して、経営層の厚みを確保しています。</p> <p>なお、登用した者については、公式ウェブサイトにおいて主な職歴、選定理由を公表しています。</p> <p>●役員等 https://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/members/</p>
補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		<p>「国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会学外委員の選考方針」において、地域社会や全国的視野でのスポーツ界・産業界の意見を大学運営に反映させることを目的とし、1. 競技スポーツ関係、2. 生涯スポーツ関係、3. 学校体育（大学体育）関係、4. 高等教育関係、5. スポーツ産業、6. 報道関係、7. 地元関係の分野から選考することを定めています。</p> <p>なお、選考方針及びこれまでの会議の議事要旨、学外委員からの多様な観点のご意見及びそれに対応した結果については、公式ウェブサイトで公表しています。</p> <p>●経営協議会 https://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/achieves/conference/management/</p>
補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		<p>学長選考・監察会議は、学長選考を行うにあたり、鹿屋体育大学長に求められる学長像（国立大学法人鹿屋体育大学学長選考基準）を定め自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、意向投票の結果は参考としています。</p> <p>なお、基準、選考結果、選考過程及び選考理由は公式ウェブサイトで公表しています。</p>
補充原則 3 - 3 - 1 ③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		<p>本学における学長の任期や再任の可否については、現学長の選考にあたり（平成26年度、平成27年度）学長選考・監察会議で十分な検討を行い「国立大学法人鹿屋体育大学学長の任期に関する規則」（平成27年10月23日規則第35号）において任期6年、再任なしと定めています。また、その議論についても学長選考・監察会議の議事録にて公式ウェブサイトで公表しています。</p> <p>●国立大学法人鹿屋体育大学学長の任期に関する規則 https://www.nifs-k.ac.jp/images/files/outline/intramural/4-c-37.pdf ●学長選考・監察会議 https://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/achieves/conference/provost/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 3 - 3 - 2 法人の長の解任を申し出るための手続き		<p>学長選考・監察会議において、学長の解任に関する必要な手続きを進めることについて「国立大学法人鹿屋体育大学学長の解任の申出に関する規則」を定め、公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>●国立大学法人鹿屋体育大学学長の解任の申出に関する規則 https://www.nifs-k.ac.jp/images/files/outline/intramural/4-c-38.pdf</p>
補充原則 3 - 3 - 3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		<p>学長の業務執行状況の確認は学長選考・監察会議規則にその業務として定めつつ、学長選考・監察会議委員からの確認事項や学長の所信表明等において推し進めることとした事項について、就任2年目以降毎年度学長と委員との間における評価点検を実施しており、その結果を公式ウェブサイトに掲載しています。</p> <p>●学長選考・監察会議 https://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/achieves/conference/provost/</p>
原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		<p>学長選考・監察会議委員の選任については、「国立大学法人鹿屋体育大学における学長選考・監察会議委員の選出方法」に基づき選出しており、経営協議会からの選出は、「国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会学外委員の選出方針」に定める地域社会や全国視野でのスポーツ界・産業界に係る選考分野に基づき選考された学外委員を選出し、教育研究評議会からの選出は、「鹿屋体育大学教育研究評議会における学長選考・監察会議委員の選考方針」に定める組織運営上の職責を有する者（国立大学法人鹿屋体育大学通則に定める役職）の中から教育研究評議会の意見（評議員からの推薦等）を聴いて学長が選考した者を選出しています。なお、選出方法、選考方針は、公式ウェブサイトにて公表しています。</p> <p>●学長選考・監察会議 https://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/achieves/conference/provost/</p>
原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		<p>学長選考・監察会議において、国立大学法人鹿屋体育大学は、国立大学法人法（平成15年法律第120号）第10条第3項に定める「二以上の国立大学を設置する場合」又は「管理体制の強化を図る特別の事情がある場合」であると決定していないため大学総括理事は置いていません。</p>
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		<p>情報の公表としては、公式ウェブサイトにおいて法人として公表すべき法定事項を「大学紹介」として、また在学生、受験生、父母等関係者、卒業生、一般・企業の皆様などステークホルダーごとのページを設定し、本学の情報を積極的に配信・公表し、透明性を確保しています。</p> <p>また、「国立大学法人鹿屋体育大学業務方法書」「国立大学法人鹿屋体育大学の業務の適正確保に係る基本計画」「国立大学法人鹿屋体育大学内部統制に関する規則」に、内部統制システムの整備や見直しについてを規定し、その体制については広く公式ウェブサイトにおいて「内部統制」のページとして公表しています。</p> <p>なお、内部統制責任者が行う内部統制システムの定期的な調査及び評価による日常的なモニタリングと、監事、会計監査人及び監査室が行う学内監査による独立的评价を行うことにより、継続的に業務の見直しを図ることとしています。</p> <p>●国立大学法人鹿屋体育大学業務方法書 https://www.nifs-k.ac.jp/images/files/outline/13-f-5v2.pdf ●内部統制関係 https://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/achieves/internal-control/</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		<p>公式ウェブサイトにおいて、法人として公表すべき法定事項をカテゴリ「大学紹介」として設定し、また来訪者別（受験生、在学生、父母等関係者、卒業生、一般・企業）、目的別（大学紹介、入学案内、学部・研究科、学生生活・就職、研究・社会連携）の入口をメニューとして設け、利用者がアクセスしやすいサイトづくりで大学の基本的な情報を公表しています。</p> <p>法人経営に関しては、カテゴリ「大学紹介>大学概要」として取り纏めた中に「公表事項」として主な法定会議の議事録公表や財務関連情報等も一括して公表しています。</p> <p>教育・研究に関しては入学案内情報と教育研究情報を分けた上で、学部や大学院教育に関しカテゴリ化しながら情報を公表しています。</p> <p>社会貢献活動等に関してはカテゴリとして対象者別に「一般・企業の皆様」を、目的別に「研究・社会連携」を設け、「研究情報」としては「研究者close-up!」及び各教員へのインタビューによる「研究室訪問」で研究分野等を紹介しています。また「公開講座」や本学の教員や学生が指導者となるNIFSスポーツクラブなど、一般の方からのアクセスが多いと予想されるものについてはトップページにバナーで紹介しています。</p> <p>その他本学として最新の情報やピックアップしたい競技成績情報等は「Information」で各部署の担当者が速やかに掲載し、またその情報はTwitterやFacebook、Instagramでも配信しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公式ウェブサイト https://www.nifs-k.ac.jp/ ●大学概要のページ https://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/ ●入学案内のページ https://www.nifs-k.ac.jp/entrance/ ●学部・研究科のページ https://www.nifs-k.ac.jp/faculties.html
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		<p>公式ウェブサイトではトップページメニューに来訪者別（受験生、在学生、父母等関係者、卒業生、一般・企業）、目的別（大学紹介、入学案内、学部・研究科、学生生活・就職、研究・社会連携）を配置し、利用者がアクセスしやすいサイトづくりに努めながら情報を公表しています。手軽に閲覧できるようスマートフォンでの閲覧に対応したレスポンスデザインであり、ユーザビリティも高いものとなっています。</p> <p>トップページには、来訪者の目に留まるようにスライドバナー等で目立つような入口を設け、各部署による更新が可能な「Information」から最新の情報を公表しています。</p> <p>またTwitter、Facebook、LINE、Instagram等による配信を行っています。本学の主な特徴である学生の競技成績の結果・活躍については、各課外活動に配置している学生の広報員からの情報提供をフロー化しており、そこからの情報等を活用し公式ウェブサイトにおける掲載に加え、Twitter、Facebook、Instagramから速やかに配信を行っています。さらに広報誌「蒼天」を隔月発行し、主なステークホルダーである父母等関係者や在学生の出身高校、地域自治体や企業へ配布しています。また地元自治体と共に活動する地域密着スポーツブランド「Blue Winds」の活動として、LINEで本学学生の競技大会出場や結果を配信し、地域におけるスポーツの活性化に努めています。</p> <p>なお、令和2年度からは学生の活躍を短編動画としてYoutubeから配信、令和3年度6月～8月及び12月にはYoutubeやLINE又はTwitterにおけるSNS広告及び公共施設（空港や新幹線駅）への広告掲載を実施する等、時代に沿ったもので、幅広いステークホルダー向けに公表しています。</p> <p>地域の皆様へのお知らせとしては、近隣自治体の協力の下、本学チラシ「鹿屋体大News」の回覧や市の広報誌への掲載を行い、公開講座等の本学の催しに多くのご参加をいただいています。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		<ul style="list-style-type: none"> ●公式ウェブサイト https://www.nifs-k.ac.jp/ ●鹿屋体育大学 Facebook https://www.facebook.com/NIFSkouhou/ ●鹿屋体育大学 Twitter https://twitter.com/NIFSkouhou/ ●鹿屋体育大学 Instagram https://www.instagram.com/nifskouhou/ ●公式ウェブサイトにおける広報活動ページ https://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/pr/
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>学部、大学院（各専攻ごと）にディプロマポリシー（学位授与の方針）及びカリキュラムポリシー（教育課程編成の方針）を定め、学生が大学で身に付けることができる能力を示すとともに、その能力を身に付けるための授業科目の配置を行っており、公式ウェブサイトで公表しています。</p> <p>また、学生の満足度調査結果及び卒業・修了後の進路状況等も公表し、学生が受容できた教育の成果を視覚化している取り組みを公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●体育学部のディプロマポリシー（学位授与の方針） https://www.nifs-k.ac.jp/faculties/pe/intro/ ●体育学部のカリキュラムポリシー（教育課程編成の方針） https://www.nifs-k.ac.jp/faculties/pe/pe-curriculum-policy/ ●修士課程体育学専攻のディプロマポリシー（学位授与の方針） https://www.nifs-k.ac.jp/faculties/masters/diploma-policy/ ●修士課程体育学専攻のカリキュラムポリシー（教育課程編成の方針） https://www.nifs-k.ac.jp/faculties/masters/curriculum-policy/ ●修士課程スポーツ国際開発学共同専攻のディプロマポリシー（学位授与の方針） https://www.nifs-k.ac.jp/images/uppdf/dpsport.pdf ●修士課程スポーツ国際開発学共同専攻のカリキュラムポリシー（教育課程編成の方針） https://www.nifs-k.ac.jp/images/uppdf/cpsport.pdf ●博士後期課程体育学専攻のディプロマポリシー（学位授与の方針） https://www.nifs-k.ac.jp/faculties/doctors/diploma-policy/ ●博士後期課程体育学専攻のカリキュラムポリシー（教育課程編成の方針） https://www.nifs-k.ac.jp/faculties/doctors/curriculum-policy/ ●後期3年の課程のみの博士課程大学体育スポーツ高度化共同専攻のディプロマポリシー（学位授与の方針） https://www.nifs-k.ac.jp/images/uppdf/dpdaigaku_.pdf ●後期3年の課程のみの博士課程大学体育スポーツ高度化共同専攻のカリキュラムポリシー（教育課程編成の方針） https://www.nifs-k.ac.jp/images/uppdf/cpdaigaku.pdf ●学生の満足度調査結果 https://www.nifs-k.ac.jp/faculties/questionnaire/questionnaire/ ●卒業・修了後の進路状況等 https://www.nifs-k.ac.jp/campus-life/support/careers/
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報</p> <p>https://www.nifs-k.ac.jp/outline/summary/achieves/</p>